

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	緊急仮設橋組立訓練外作業
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 紀南河川国道事務所長 国土交通技官 渡邊 泰伴 和歌山県田辺市中万呂 1 4 2
契約締結日	令和 4 年 1 1 月 1 5 日
契約の相手方の 氏名及び住所	一般社団法人和歌山県建設業協会
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 6, 3 8 0, 0 0 0 -
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 6, 4 6 8, 0 0 0 -
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

ランク	特例政令等の該当
—	非該当

随意契約理由書

1. 業務名

緊急仮設橋組立訓練外作業

2. 業者名

(社)和歌山県建設業協会

3. 契約理由

本作業は、南海トラフ地震などの大規模災害の発災時に備え、人命救助の目安となる発災後7.2時間以内に緊急仮設橋を設置し、道路啓開作業を迅速・適切に行うことを目的に実施する訓練である。

緊急仮設橋は、地元建設業協会の作業員が組立できる構造となっているが、訓練を実施することで、緊急時により迅速な対応を図るものである。訓練では、紀南河川国道管内で橋梁が流失したことを想定している。

近畿地方整備局と(社)和歌山県建設業協会とは、災害等の発生時における近畿地方整備局所管施設等の緊急的な災害応急対策業務の実施のため、「災害時における近畿地方整備局所管施設等の緊急災害対策業務に関する協定書」を締結している。

協定書第3条において、出動要請を受けた建設業協会の会員は、事務所等の長の指示によりできる限り速やかに所管施設等の被災状況を調査し、応急対策を実施することとなっている。また、和歌山県道路啓開計画では、南海トラフ地震発生時に(社)和歌山県建設業協会が県内において実施する道路啓開作業において、緊急仮設橋の設置を行うこととなっていることから、本訓練は実際に道路啓開活動にて緊急仮設橋を用いる(社)和歌山県建設業協会が実施する必要がある。

よって、上記協会は本契約を履行できる唯一の者であり、同協会と随意契約するものである。

4. 適用法令

会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号

推薦者 官職 紀南河川国道事務所道路管理課長